資料 4

特別永住者証明書に 係る市町村の事務に ついて (法務省提供資料)

特別永住者証明書に係る市町村の事務(1)

特別永住者に係る主な変更点

特別永住者証明書の導入

○特別永住者証明書の導入に伴い, 市町村の事務に**特別**

永住者証明書の交付等に係る事務が追加

- 特別永住者証明書の交付(特例法第7条)
- 住居地の届出(特例法第10条)
- ・住居地以外の記載事項の変更届出(特例法第11条)
- 特別永住者証明書の有効期間の更新(特例法第12条)
- ・紛失等による特別永住者証明書の再交付(特例法第13条)
- ・汚損等による特別永住者証明書の再交付(特例法第14条)
- 特別永住者証明書の返納(特例法第16条)

再入国許可の緩和

〇有効な旅券及び特別永住者証明書を所持する特別永住者は,

原則として、**2年以内に再入国する出国について再入国許可**

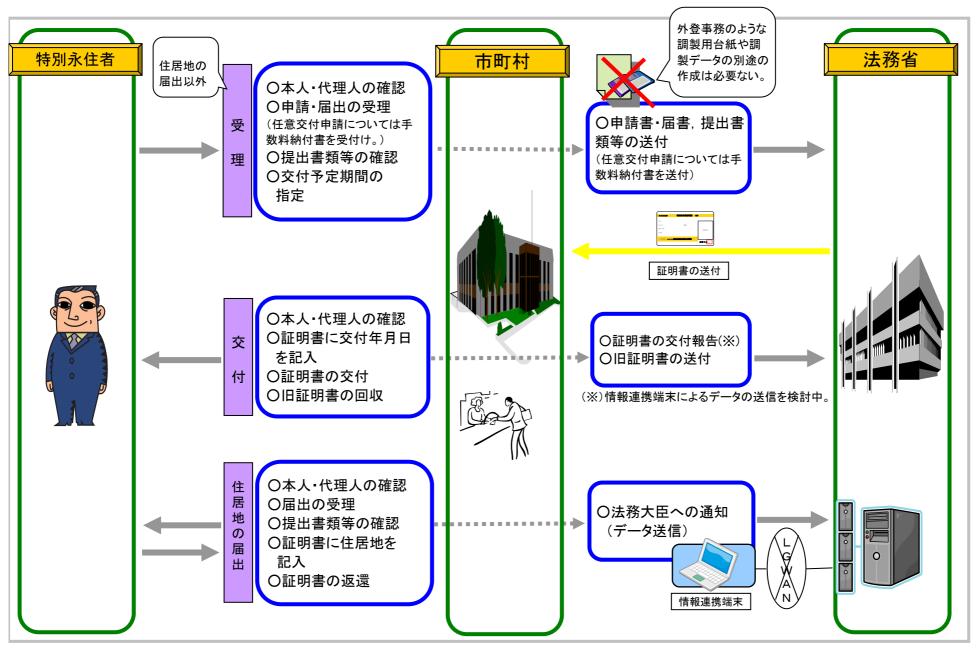
を要しない(新設:みなし再入国許可)(特例法第23条第2項)

〇長期出国の場合,再入国許可を要するが,許可の有効期間を

伸長(4年→6年)(特例法第23条第1項)



特別永住者証明書に係る市町村の事務(2)



(注)市町村の事務については、政省令の整備等の措置をとる予定。